

第 21 期第 38 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 6 年 4 月 17 日（水）午後 1 時 55 分から午後 2 時 45 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 8 会議室」

議 題

1 諮問事項

(1) 内共第 3 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について (資料 1)

2 報告事項

(1) 多摩川におけるしじみ採捕の承認に係る実施結果報告について (資料 2)

(2) コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限に係る委員会指示の公報登載について (資料 3)

3 その他

(1) 令和 6 年度水産課予算の概要について (資料 4)

(2) 令和 6 年 7 月の委員会開催日程について

(3) その他

出席者

・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、本多 菊男
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎

・ 事務局 山本事務局長、荒井事務局長代理、竹村主事、河野主事

・ 県水産課 原担当課長、照井 GL、相澤副技幹、相場副主幹、芳山技師、中川技師

議 事

山本事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日は10名中9名の委員の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしく願いいたします。

議 長
(井貫会長)

それでは、ただいまから第38回の委員会を開会いたします。

本日の議題ですが、諮問事項が1件、報告事項が2件、その他となっております。

議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。平田委員、津谷委員、よろしく願いいたします。

両委員

(了 承)

議 長

それでは議事に入ります。まず諮問事項(1)の「内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について」を議題としますので、資料内容等について水産課から概要説明をお願いいたします。

水) 中川技師

【資料1に基づき説明】

議 長

水産課から説明ありましたが、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

津谷委員

質問なのですが、ニジマスのキャッチアンドリリース区間の変更で、今回の指定可能区域というのを指定して、具体的には、組合の指定にそれを委ねて、時期によって違うようなこともあり得るという定め方なのですが、こういう設定の仕方というのは過去あったのでしょうか。こういうフレキシブルなやり方というのは。

水) 中川技師

水産課から回答させていただきます。この指定の方法については、他にも相模川ですとか、県内の他の河川でも、同様のやり方でキャッチアンドリリース区間の設定をさせていただいております。

津谷委員

そうするとあとはもう遊漁者側からのお願いなのですが、実際に指定される区間が遊漁者に分かるようにお願いいたします。それはアユのルア一釣りの可能区域の部分も、ここからは禁止だということと、釣りをしても構わないところが、なるべく現地で分かるようにお願いしたいと思います。以上です。

議 長

篠本委員、何かありますか。

篠本委員

今おっしゃられたとおりだと思いますので、ホームページでの周知及び、遊漁券を販売している販売店等にも、その辺のことが遊漁者に分かるように

議 長
安藤委員

周知したいと思います。

他に何かございますか。

アユのルアー釣りについては、雑誌で特集が組まれたり、あるいはテレビの釣り番組でも紹介していたり、釣具店でも講習会をやったりと、かなり盛んになっているなというのを感じます。ただ対象が、友釣りの方に比べて若かったりして、年齢層が多少違ったりということがあると思うのです。ですから区間を拡大する上で、一番心配なのはやはりトラブルだと思うのです。

従来、自由に使い放題やっていた友釣りの方がいるところへ、若い人がルアーを持って入ってくるというような形にどうしてもなりがちだと思うので、それに関して昨年度そういうトラブルの報告とかはあるのでしょうか。

議 長
篠本委員

いかがですか。

昨年度は実質、こういうトラブルがあったというのはありません。それとあとは、先ほど地図作っていただいたのを見ますと、左が小田原市から上の方の青い、アユルアーの区間も増えたと思うのですが、このエリアでは友釣りが非常に少ないエリアになってしまっています。そういう意味では、トラブルになる機会が結局生まれずに、ちょうど良いかなと判断しています。今のところはありませんで、御心配される、いわゆるマナーの点ですね。後付けのアユルアーをする人のマナーというものには、やはり今後も注意していこうとは思っています。

議 長
水) 中川技師

水産課はいいですか。

今篠本副会長からお話があったとおりに思うのですけれども、あと、酒匂川漁協さんの方で昨年度は、メーカーさん等を交えてアユルアーの大会や教室みたいなものも開催していただいて、そういった場でマナーとかそういった話も出てくるのかなということは何っております。

安藤委員

アユルアーをできる場所を増やしていくことで、新たな遊漁者が参入するという一方で、内水面の資源のアユの有効利用という観点からも、漁協の経営という観点からおそらくとても良いことだと思うのですが、その具体的な数字として、アユルアーを年間通してやりたいから年券を買うといった方たちはいらっしゃるのでしょうか。

篠本委員
議 長
篠本委員

よろしいですか。

はい、どうぞ。

先ほど中川さんの方から御説明があった数字の面ですけれども、600人という数字が報告されたかと思うのですけれども、ちょうどルアーをやっていくエリアの、松田から小田原にかけて、アユ釣りそのものが6000人いたので

す。本来それプラス山北が入るのですけれども、その 6000 人のうちの 600 人ということは 1 割がアユルアーで、本格的な生きたおとりを使ってやる友釣りに対しては、非常に安直にできるというのは目に見えて分かっています。普通友釣りをやる人は結構な装備とそれからそれなりの色々な支度があるので、それこそ丘からアユルアーができるような状況で、言ってみれば 2、3 時間楽しめばいいんだよとか、そういう結構気楽な気持ちで来ている人も多いです。今後釣果が結びつければ、さらに多くの人に来ていただけるかなと期待はしています。

安藤委員

それでもできればなのですが、アユルアーをやることによって年間券を買う、あるいはアユルアーのために日釣り券を買う、そういった方たちの、概算で良いのですけれども、何らか、多少数字が分かると、後々またその区間の延長だとかそういうことで非常に良い資料になると思うので、それだけでも、聞き取りでなくても良いので何らか数字を掴んでいただけると、今後役に立つのかなという気はします。以上です。

議長

他に何かございますか。他にないようでしたら、内共第 3 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について、異議がないという旨、知事に答申することにしたと思います。よろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議長

ではそのように決定いたします。

続きまして報告事項(1)の「多摩川におけるしじみ採捕の承認に係る実施結果報告について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事) 河野主事

【資料 2 に基づき説明】

議長

ただいまの説明について何か御質問、御意見ありましたら。

安藤委員

多分毎度聞いていて申し訳ないのですけれども、この採捕結果は、神奈川県が許可した区域内での採捕結果でしょうか。東京都の方は入っていないのでしょうか。

事) 河野主事

申請者に確認いたしましたところ、今回のこの報告書の数値は東京都の管理水域も含めた、多摩川全体での数値としてしまったというお話がありましたので、次回以降の申請の際には神奈川県分のみを記載していただくようお願いをしております。

安藤委員

この量だと 50kg に対して 4g なので、全く問題ないということが明らかなのですけれども、万が一 100kg ぐらい取れてしまった時に、それが違反になるのかならないかという時に、神奈川県側の許可量と東京都側の許可量とい

う問題になってくると思うので、そこはできれば、やはりはっきり分けておいた方がいいと思います。以上です。

議長

他に何かございますか。

この定着調査というのは、2、3年やれば、結果がまとまってくると思うのですが、まとまってきたら参考に教えていただくとありがたいと思います。よろしくお願いします。

他に何かありますか。

では、結果の報告ということで了承したいと思います。

では続きまして、報告事項（2）「コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限に係る委員会指示の公報掲載について」を議題としますので、説明をお願いします。

事) 荒井代理

【資料3に基づき説明】

議長

何かありますか。公報掲載の報告ですのでよろしゅうございますね。

では了承ということにいたします。

では続きましてその他に移りまして、その他の（1）「令和6年度水産課予算の概要について」を議題といたしますので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 相場副主幹

【資料4に基づき説明】

議長

水産課から概要説明がありましたが、何か御質問等ありますか。

安藤委員

できればその内容の中の内水面関連のところをかいつまんで説明していただけるとありがたいのですけれど。

水) 山本課長

水産課長としてお答えさせていただきます。令和6年度の事業として新規ということで、特に1つの事業を立ち上げてというものはないのですけれども、内水面につきましては、渓流域の漁場の活用ということで、丹沢由来の在来ヤマメを活用した内水面振興に取りかかろうということで、現在水産技術センター内水面試験場の方で、それを丹沢ヤマメと、養殖のヤマメ、これをおかけ合わせて、丹沢系ヤマメという、要は在来系の特徴を引き継ぎつつなおかつ飼育生産しやすいということで、そういったものの生産の技術の開発を今進めているところです。

一部その養殖の事業者の方にもお手伝いいただいて、そこを今取り組んでいるというところがございます。

水) 原担当課長

資料4の7ページをご覧ください。（3）地域課題研究費の中に内水面の試験研究関係が入っておりまして、アの内水面生態系復元研究費において、在来系ヤマメの研究を進めていきます。

なおこの他にアユの増殖の関係では、従来の短期継代アユというものを試験研究して、生産も行われていますが、遊漁者からの要望として友釣り釣れたアユを親に用いることにより、よく釣れるアユができないかという声をいただきまして、内水面試験場の方で試験的に、生産ができるのかどうか、どういう性質があるのかを検討するための研究に着手しています。

議長
安藤委員

よろしいですか。

今の丹沢の水系の地ヤマメというのは、いわゆる側線上に朱点のあるヤマメということですね。かけ合わせた結果、朱点は出るのですか。

水) 原担当課長

全部が出るわけではないのですが何割かはその朱点が出ます。あとパーマークが多いという特徴のある親については、何割かはパーマークが多いF1ができます。

また、そういったF1を溪流漁場に放して定着状況を試験場で調査したところ、一緒に放した養殖ヤマメと比べまして、台風による増水にも耐えて長く漁場に留まったという研究成果も出ております。漁場に定着性の高いヤマメとして期待をしています。

安藤委員

もう1点だけ、14ページのアユの種苗生産事業なのですが、今電気代が上がっている、あるいは事業代が高騰しているという中で、金額が多少ですが減少しているのですが、何を減らさなければいけないとか、具体的にはあると思うのですが、その辺の内情というか、減らされても同じ量を生産していけるというところですね。何か御説明いただければと思うのですが。

水) 山本課長

実際には令和5年度分の予算なのですが、これが4年度に対して電気代とか燃料代の高騰分を反映して増額した形で、それが5年度になっています。そういった関係から、その部分を差し引いた形で6年度は計上しているという形になっているということなのです。要は燃油とか電気代の関係で、5年度をちょっと膨らませたのです。

安藤委員

わかりました。これでやっていけるのならそれで良いのですけれど。

水) 相場副主幹

補足をさせていただきます。令和4年度から令和5年度に変わる時に、今水産課長から説明があったとおり、電気代とあと人件費の部分も、見た形で増額を図っております。6年度減ったように見えるのは、5年度から3年間長期継続契約という形を委託の方は採ってまして、入札した結果の執行残の部分が下がっているだけですので、内容としては5年度と何ら変わりなく3年間実施する形になってございます。

安藤委員

わかりました。予算的に内水面にとって非常に大きな事業なので、ぜひ頑

議長

張ってこれを確保していただければと思います。以上です。

他に何かございますか。

ないようでしたら、説明を受けたということで終わりたいと思います。

以上で本日の議題は終了となりますが、委員の皆様から何かございましたら御発言ください。よろしいですか。

事務局、水産課から何かあれば。

事) 荒井代理

内水面事務局の荒井でございます。

昨年まで委員会指示の複数年化について、委員の皆様から御指摘等ございました。今年、複数年化に向けまして検討していきたいと考えておりますので、今後漁業権者の方の御意向を確認したりと、早い段階から皆様に御相談させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長

委員会指示の複数年化を検討するということですね。何か言っておきたいことがありましたら、いいですか。

ではよろしく検討をお願いいたします。

他に何かございますか。ないようでしたらこれにて委員会を閉会いたします。